

鳥取市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月24日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第55号

鳥取市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

鳥取市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年鳥取市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第11条の2中「子どものため」を「子育てのため」に改める。

第11条の6中「様式第9号の7」を「様式第9号の8」に改め、同条を第11条の7とする。

第11条の5中「通知書」の次に「(様式第9号の5)」を加え、同条を第11条の6とし、第11条の4の次に次の1条を加える。

（現況の届出）

第11条の5 府令第28条の6第1項に規定する届書は、子育てのための施設等利用給付認定現況届（様式第9号の7）によるものとする。

様式第5号中「：就労証明書、内職証明書、診断書、民生委員確認書、農業従事申告書等」を削る。

様式第9号の5中「第11条の3」の次に「、第11条の6」を加える。

様式第9号の7中「第11条の6」を「第11条の7」に改め、同様式を様式第9号の8とし、様式第9号の6の次に次の1様式を加える。

子育てのための施設等利用給付認定現況届

年 月 日

鳥取市長 様

保護者 住 所
氏 名
連 絡 先

子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり現況を届け出ます。
また、下記の4項目に同意します。

- 1 施設等利用給付認定の審査及び届出者や同居親族の市町村民税課税状況の確認にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 届出書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 3 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 4 届出内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

1	届出に係る児童 (本人)	フリガナ			利用施設名	
		氏 名				
		生年月日	年 月 日生	年 齢	歳	
家 族 の 状 況						
	フリガナ	続柄	生 年 月 日	勤務先又は職業 電 話	備 考	
2			年 月 日			
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			
6			年 月 日			
7			年 月 日			
8			年 月 日			
保育を必要とする理由等						
課税状況		☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯				

(添付書類)

保育が必要なことを証する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市子ども・子育て支援法施行細則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができる。